

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更	令和 7 年 7 月
計画主体	山形県 南陽市

南陽市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 山形県南陽市農林課
所 在 地 山形県南陽市三間通 4 3 6 番地の 1
電 話 番 号 0 2 3 8 - 4 0 - 3 2 1 1
F A X 番 号 0 2 3 8 - 4 0 - 3 4 2 2
メールアドレス norin@city.nanyo.yamagata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、スズメ、ムクドリ、サギ類、ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	山形県南陽市内

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額(千円)	被害面積(ha)
ニホンザル	—	—	—
イノシシ	果樹類	1,138	3.64
ツキノワグマ	果樹類	1,742	1.62
ハシボソガラス ハシブトガラス	果樹類	668	2.46
スズメ	果樹類	937	2.34
ムクドリ	果樹類	334	1.83
ハクビシン	果樹類	735	1.42
タヌキ	—	—	—
その他獣類	果樹類	730	1.90
その他鳥類	果樹類	279	1.74
合 計		6,563	16.95

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル	これまでの対策の効果もあり被害は少ないものの、中川地区・赤湯地区の山間部を中心とした果樹園地や住宅地での目撃が報告されている。
イノシシ	中山間地域を中心に被害が確認され、主に水稻や果樹に被害を与えている。また、田の畦畔の損壊や果樹園地・畑の掘り起こし被害もみられる。 さらに、最近では住宅街付近でも目撃されるようになってきており、被害報告、目撃情報、捕獲頭数等を勘案すると、生息数は増加しているとみられる。

	このことにより、高齢化した農業者の生産意欲の低下に拍車をかけるとともに人畜への危害が懸念される。
ツキノワグマ	中山間地域で果樹類を中心に被害が発生している。また、柿や栗の木といった放任果樹を目的に集落付近へ出没するケースも増加しており、人畜への危害が懸念される。
ハシボソガラス ハシブトガラス	市内全域において、果樹類を中心に被害が発生している。また、ハウス被覆ビニールを破る等の資材被害も生じている。
スズメ	市内全域において、果樹類を中心に被害が発生している。
ムクドリ	市内全域において、果樹類を中心に被害が発生している。
サギ類	赤湯地区において、水稻を中心に被害が発生している。
ハクビシン	市内全域において、果樹類を中心に被害が発生している。
タヌキ	市内全域において、果樹類を中心に被害が発生している。
ニホンジカ	近年、市内での目撃情報が増えつつあり、農作物への被害のみならず森林への被害が懸念されている。侵入初期に対応を開始し、個体数の増加を抑制する必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和２～４年度） ※直近３ヵ年平均		目標値（令和８年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （ha）	被害金額 （千円）	被害面積 （ha）
ニホンザル	404	0.33	384	0.31
イノシシ	3,233	8.29	3,072	7.88
ツキノワグマ	1,389	1.45	1,319	1.38
ハシボソガラス ハシブトガラス	809	2.30	768	2.18
スズメ	1,857	2.94	1,764	2.80
ムクドリ	642	1.62	610	1.54
ハクビシン	1,434	2.07	1,362	1.97
タヌキ	18	0.01	17	0.01
その他獣類	1,612	2.06	1,532	1.95
その他鳥類	716	2.50	680	2.38
ニホンジカ	17	0.02	16	0.02
合 計	12,131	23.59	11,524	22.42

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲を実施している。	・猟友会会員の高齢化等による担い手不足が生じている。 ・イノシシについては、近年出没が顕著になっており、生態や効果的な捕獲方法について詳しく学習する機会が必要である。 ・豚熱の流行に伴い、捕獲後の埋設処分やウイルスまん延防止対策が捕獲者の負担となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・侵入防止柵等の設置 ・花火による追い払い ・地域の実情に合わせた防護設備の整備 (鳥獣交付金を活用した侵入防止柵の整備) ・接近警戒システム、受信機の活用	・防護ネットや侵入防止柵などが個人設置のものが多く、点的な対応のため効果が十分でない。
生息環境管理その他の取組	・地域の実情に合わせた緩衝帯の整備 (やまがた緑環境税を活用した里山林の整備)	・放任果樹の伐採、食物残渣の撤去、緩衝帯の設置等の環境整備について、啓発活動を行う必要がある。 ・鳥獣の生態について学び、より効果的な被害対策を実施できるよう、学習する機会が必要である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

・各種広報、被害防止対策協議会による啓発と情報提供 ・追い払いパトロールの組織化 ・地域ぐるみの自主防衛体制への支援
--

- ・電気柵の普及、推進
- ・研修会、講習会の実施
- ・個体数調整のための有害鳥獣の捕獲の推進
- ・ICT 技術等の導入による捕獲従事者の負担軽減

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農作物被害を防止するため、南陽市鳥獣被害対策実施隊を対象鳥獣捕獲員に任命し、捕獲を実施する。また、警戒心の強いイノシシ等の捕獲活動については、農業被害をより軽減させるために、冬期間における遠距離からの銃器（スラッグ弾やライフル銃）による捕獲活動を推進する。

なお、イノシシの捕獲は5月～9月に産後の幼獣を含む群れを狙い、10月～翌年4月にかけて成長した個体を捕獲する。捕獲場所は農地に近い森林や耕作放棄された畑などに設置する。捕獲員の負担軽減のために、ICT 等新技術を活用し見回り回数の軽減や、カメラを使い個体の識別や生息状況調査等を行う。具体的な方法については、鳥獣保護管理法や山形県鳥獣保護管理事業計画の取扱いなどを参考に、置賜総合支庁環境課と協議を行い、助言を受ける。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス	・鳥獣被害対策実施隊による見回りや追い払い及び捕獲活動を実施して被害防止を図る。 ・実施隊の負担軽減や効率的な捕獲活動を行うためにセンサーカメラやその他 ICT 等新技

	ハシブトガラス スズメ ムクドリ サギ類 ハクビシン タヌキ ニホンジカ	術の導入を検討する。 ・ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマについては、箱わなを用いた捕獲活動の円滑化を図り、さらに状況に応じた捕獲を行う。 ・捕獲活動の担い手確保のため、狩猟免許取得経費の補助等により、新規取得の促進を図る。 ・捕獲活動の効率化を図るため、民間業者との連携について検討する。
令和7年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ サギ類 ハクビシン タヌキ ニホンジカ	・鳥獣被害対策実施隊による見回りや追い払い及び捕獲活動を実施して被害防止を図る。 ・実施隊の負担軽減や効率的な捕獲活動を行うためにセンサーカメラやその他 ICT 等新技術の導入を検討する。 ・ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマについては、箱わなを用いた捕獲活動の円滑化を図り、さらに状況に応じた捕獲を行う。 ・捕獲活動の担い手確保のため、狩猟免許取得経費の補助等により、新規取得の促進を図る。 ・捕獲活動の効率化を図るため、民間業者との連携について検討する。
令和8年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ サギ類 ハクビシン タヌキ ニホンジカ	・鳥獣被害対策実施隊による見回りや追い払い及び捕獲活動を実施して被害防止を図る。 ・実施隊の負担軽減や効率的な捕獲活動を行うためにセンサーカメラやその他 ICT 等新技術の導入を検討する。 ・ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマについては、箱わなを用いた捕獲活動の円滑化を図り、さらに状況に応じた捕獲を行う。 ・捕獲活動の担い手確保のため、狩猟免許取得経費の補助等により、新規取得の促進を図る。 ・捕獲活動の効率化を図るため、民間業者との連携について検討する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○ニホンザル 南陽市ニホンザル管理事業実施計画及び山形県ニホンザル管理計画に基づき、被害状況を踏まえ捕獲数を決定する。

○イノシシ
被害状況等を踏まえ捕獲数を決定する。
○ハクビシン
被害状況等を踏まえ捕獲数を決定する。
○タヌキ
被害状況等を踏まえ捕獲数を決定する。
○ツキノワグマ
山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害状況等を踏まえ捕獲数を決定する。
○鳥類
現状の捕獲数を維持することを基本とし、被害状況を踏まえ捕獲数を決定する。
○ニホンジカ
山形県ニホンジカ管理計画に基づき、被害状況等を踏まえ捕獲数を決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	15頭	15頭	15頭
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
ハシボソガラス	650羽	650羽	650羽
ハシブトガラス			
スズメ	650羽	650羽	650羽
ムクドリ	1250羽	1250羽	1250羽
サギ類	100羽	100羽	100羽
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	3頭	20頭	20頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
農作物被害が多発する春から秋にかけて、銃器及びわなを使用した捕獲を実施する。その際は、農作物被害が大きい地域及び人的被害を及ぼす可能性のある個体の活動区域を重点的に行う。そして、安全かつ効果的な捕獲を行うため、周囲の安全を確認し、地域住民の理解を得ながら捕獲率向上に向け

た体制を整備する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
警戒心の強いイノシシ等についての捕獲活動は、罠による捕獲のみでは捕獲頭数に限界があるので、農業被害をより軽減させるために、冬期間に山間部において遠距離からの銃器（スラッグ弾やライフル銃）による捕獲活動を推進する。	
また、クマを銃で捕獲する場合は、捕獲者の安全確保のため射程距離の長いライフル銃による捕獲が必要である。	

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南陽市	イノシシ・サギ類・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン タヌキ ニホンジカ	電気柵及びワイヤーメッシュ柵 延べ10,000m 予定 市町村単独 4,000m 県事業 4,000m 鳥獣交付金 2,000m	電気柵及びワイヤーメッシュ柵 延べ10,000m 予定 市町村単独 5,000m 県事業 5,000m 鳥獣交付金	電気柵及びワイヤーメッシュ柵 延べ10,000m 予定 市町村単独 5,000m 県事業 5,000m 鳥獣交付金
--	---	--	--

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン タヌキ ニホンジカ	・地域住民による見回り ・実施隊による追払い活動	・地域住民による見回り ・実施隊による追払い活動	・地域住民による見回り ・実施隊による追払い活動

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ サギ類 ハクビシン タヌキ ニホンジカ	・発信機を活用し接近警戒システム等による効率的な追い払い体制の強化と、追い払い用花火の活用により被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。 ・定期的な刈り払いによる緩衝地帯の整備を実施する。 ・講習会等を通じて被害防止の技術向上を図る。 ・放任果樹、食物残渣の撤去について指導する。 ・侵入防止柵の設置を推進する。

令和7年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ サギ類 ハクビシン タヌキ ニホンジカ	・発信機を活用し接近警戒システム等による効率的な追い払い体制の強化と、追い払い用火火の活用により被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。 ・定期的な刈り払いによる緩衝地帯の整備を実施する。 ・講習会等を通じて被害防止の技術向上を図る。 ・放任果樹、食物残渣の撤去について指導する。 ・侵入防止柵の設置を推進する。
令和8年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハシボソガラス ハシブトガラス スズメ ムクドリ サギ類 ハクビシン タヌキ ニホンジカ	・発信機を活用し接近警戒システム等による効率的な追い払い体制の強化と、追い払い用火火の活用により被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。 ・定期的な刈り払いによる緩衝地帯の整備を実施する。 ・講習会等を通じて被害防止の技術向上を図る。 ・放任果樹、食物残渣の撤去について指導する。 ・侵入防止柵の設置を推進する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

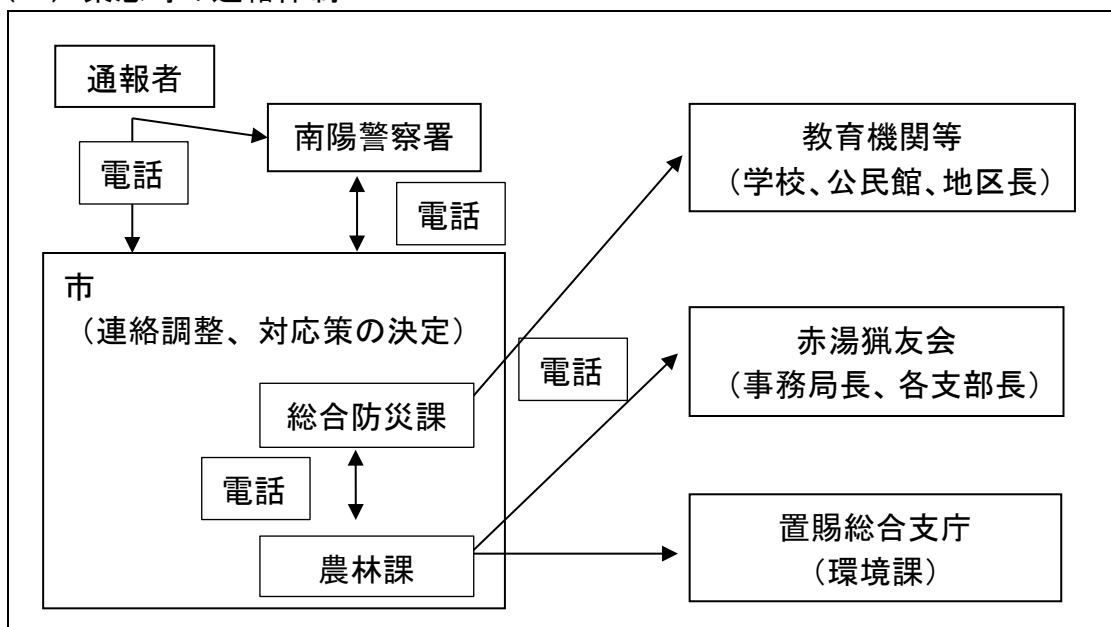
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南陽市農林課	現場検証、猟友会への捕獲・見回り依頼、置賜総合支庁との協議、捕獲許可
南陽市総合防災課	現場検証、関係機関への周知・注意喚起、関係機関との連絡調整
教育機関等	児童及び生徒への周知・注意喚起
赤湯猟友会	対象鳥獣の捕獲、見回り
南陽警察署	現場検証、注意喚起

置賜総合支庁	捕獲許可、市との協議・助言
--------	---------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、埋設及び自家消費による適正な処分を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現時点では、豚熱をはじめ放射能や衛生面など様々な課題があがっており、利用に必要な施設や体制の整備
ペットフード	

皮革	に要する費用を上回る効果が見込めないため困難であるが、将来的にはジビエ利活用について検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
南陽市農林課	総括・事務局担当
南陽市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供
置賜総合支庁産業経済部 農業技術普及課	被害防止対策の指導・支援、有害鳥獣関連情報の提供
山形県農業共済組合 置賜支所	有害鳥獣関連情報の提供
山形おきたま農業協同組合	被害防止対策の指導・支援、有害鳥獣関連情報の提供
赤湯猟友会	有害鳥獣の捕獲、有害鳥獣関連情報の提供
赤湯地区有害獣対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護管理、有害鳥獣関連情報の提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山形の野生動物を考える会	地域の実情にあった効果的かつ効率的

	な被害防止対策に関する指導・助言等
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会 (宮城・福島・山形の広域連携)	広域的な被害地域ネットワークを活用した効率かつ効果的な被害防止対策
置賜総合支庁農業振興課	鳥獣全般に関する情報の提供や被害防止対策に関する協議・助言等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

①南陽市鳥獣被害対策実施隊は次の者により構成する。 ・赤湯猟友会会員（実施隊員 80 名程度：令和 5 年 4 月 1 日現在） ②実施隊は次に掲げる業務を行う。 ・鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲 ・被害の状況、鳥獣の出没状況等の調査に関する事 ・集落における被害防止対策に関する指導及び助言に関する事 ・上記の他、鳥獣被害防止対策に関する事
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ニホンザルの被害防止対策については、南奥羽鳥獣被害防止対策協議会における広域的な事業を主体とする活動を基本とする。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関しては、関係機関との連携を図るとともに、射撃場施設の利用を促進し、被害対策における捕獲技術と安全性の向上を図るとともに被害防止体制の確立を目指す。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。